

令和6年4月19日
お茶の水女子大学

懲戒処分の公表について

国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則第35条第1号及び第36条第5号の規定により、下記のとおり本学教員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 処 分 日 令和6年4月19日
2. 被 処 分 者 本学基幹研究院教授(50歳代)
3. 処分の種類 戒告

4. 処分の概要

被処分者は、口頭やメールで学生に対し、長期間継続的に繰り返し叱責を行うなどのアカデミック・ハラスメント行為を行い、著しい精神的苦痛を与えた。

本学教員によるこのような事態が起きたことは誠に遺憾であり、被害を受けた方はもとより、学生・教職員に対し、心よりお詫び申し上げます。

今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなハラスメント等の人権侵害がおこらないよう再発防止に努めてまいります。

国立大学法人
お茶の水女子大学長
佐々木 泰子

【本件問合せ先】

国立大学法人お茶の水女子大学

企画戦略課広報担当

電話 03-5978-5105